

令和8年度京極町地域おこし協力隊（法人委託型）受入事業者募集要項

～ 京極町「食の未来」共創プロジェクト（飲食業分野）～

1 趣旨

京極町は、北海道の西部、ニセコ山系にほど近い、支笏洞爺国立公園の羊蹄山の東側に位置する、四季折々の豊かな自然に恵まれた町です。東は札幌市、西は倶知安町に接しており、札幌市内や新千歳空港から車で1時間40分ほどの距離にあり、年間約60万人が訪れるふきだし公園や羊蹄山、京極温泉、パークゴルフ場、キャンプ場により広域観光圏の一翼を担っています。

また、羊蹄山に降り積もった雨や雪が数十年の歳月を経てふきだし公園内の地表に湧き出る「ふきだし湧水」は、名水百選や北海道遺産に登録されており、国内外の多くの方に親しまれています。

このように名水や観光資源に恵まれた京極町では、地域の活性化及び協力隊員の定住・定着を図ることを目的として、飲食業の分野において隊員を雇用し協働して地域活性化に取り組む受入事業者を募集します。京極町が誇る名水やじゃがいもをはじめとする豊かな農産物を活かし、新たな飲食事業の創出による地域経済の活性化及び交流人口の拡大を目指します。

2 事業の概要

本事業は、町が受入事業者と業務委託契約を締結し、受入事業者が隊員と雇用契約を締結するものです。町は隊員を「京極町地域おこし協力隊」として委嘱します。

3 委託料

項目	上限額
隊員1人あたり年額	550万円以内
内訳：報償費等（隊員の報酬・社会保険料等）	350万円以内
内訳：活動費（活動旅費・研修費・消耗品費等）	200万円以内

※委託料の支払いについては、原則として四半期ごとの実績報告に基づく精算払いとします

4 受入事業者の応募要件

(1) 基本要件

- ①京極町内に本店、支店、営業所等の活動拠点を有し、1年以上の事業実績があること
- ②飲食業に関する営業許可（食品衛生法に基づく飲食店営業許可等）を有していること
- ③法人格を有すること（株式会社、NPO法人、一般社団法人、協同組合等）
- ④国税及び地方税の滞納がないこと
- ⑤地域おこし協力隊制度の趣旨を理解し、適正に運用できること

(2) 事業内容に関する要件

- ①京極町の地域資源を活かした飲食業（レストラン、カフェ、キッチンカー等）に関する事業を計画していること
- ②隊員を活用した事業が、既存事業の単なる人手不足の補充ではなく、飲食業における新たな事業の立ち上げ又は新分野への挑戦であること
- ③隊員が任期終了後に飲食業での起業又は事業承継を目指すことを前提とした事業計画であること
- ④隊員の活動が、町民と連携・協力して行われるものであること

(3) 雇用・体制に関する要件

- ①隊員と雇用契約を締結し、労働基準法その他関係法令を遵守した適切な労働条件を提供できること
- ②社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）に適切に加入させること
- ③隊員の指導・育成を行う担当者を配置できること
- ④隊員の任期終了後の定住・定着に向けた支援（継続雇用、起業支援等）に努めること

(4) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- ③会社更生法又は民事再生法に基づく手続中の者
- ④その他、公序良俗に反する事業を行う者

5 隊員の身分及び活動

項目	内容
身分	受入事業者の従業員（町の会計年度任用職員ではありません）
委嘱	町長が「京極町地域おこし協力隊」として委嘱
活動期間	委嘱の日から最長3年間（年度ごとに更新）
活動日数及び時間	受入事業者の就業規則の定めに準じるものとする。 ただし、週5日、週40時間を基本とする。
活動内容	受入事業者の事業計画に基づく飲食業に関する地域活性化活動（調理技術の習得、メニュー開発、店舗運営、食材の生産者との連携、イベント出店等）
住所要件	委嘱前に三大都市圏等の都市地域等（※総務省の定める地域要件に該当する地域）に居住しており、採用後に京極町内に生活拠点を移し、住民票を異動させることができること。（※詳細な対象地域はお問い合わせください）
副業等	受入事業者の就業規則に基づき、地域活性化に資するものは認められる

6 受入事業者の責務

受入事業者は、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 隊員との雇用契約を適切に締結し、良好な労働環境を確保すること
- (2) 隊員の活動状況について、町に対し四半期ごとに活動報告書を提出すること
- (3) 委託料の用途について、適正な経理処理を行い、町の求めに応じて関係書類を提出すること
- (4) 隊員の活動に関し、町と定期的な協議（年2回以上）を行うこと
- (5) 隊員の地域活動（地域行事への参加、住民との交流等）に配慮すること
- (6) 隊員の任期終了後の定住に向け、継続雇用又は起業支援等に努めること

7 募集する事業者数及び隊員の人数

事業者数 1事業者

隊員数 若干名

8 提出書類

①受入事業者申込書	様式第1号
②事業者概要書	様式第2号
③事業計画書（隊員を活用した活動計画を含む）	様式第3号
④収支計画書	様式第4号
⑤直近1年分の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）の写し ※設立間もない法人等の場合は、それに準ずる書類	—
⑥隊員の労働条件を示す書類（雇用契約書案又は労働条件通知書案）	任意様式
⑦定款、規約又はこれらに類する書類の写し	—
⑧登記事項証明書の写し（法人の場合）	—
⑨納税証明書（国税・町税に滞納がないことを証するもの）	—
⑩その他参考資料（会社案内、パンフレット等）	任意

9 募集期間及び提出方法

- (1) 募集期間 令和8年4月17日（金）から令和8年5月11日（月）まで（必着）
- (2) 提出方法 メール・持参又は郵送（郵送の場合は書留等の配達記録が残る方法）
- (3) 提出先 〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極527番地
京極町役場企画振興課

10 選定方法

(1) 選定の流れ

- ①第1次選定 書類審査（応募要件の適合性、事業計画の実現性・継続性等を審査）
- ②第2次選定 ヒアリング（事業計画の詳細、隊員の受入体制等について聴取）
- ③結果通知 選定結果を文書により通知

(2) 選定基準

評価項目	評価の視点
①事業の実現性	事業計画が具体的かつ実現可能であるか。飲食業としての事業モデル（メニュー構成、ターゲット顧客、立地等）が明確であるか。
②地域活性化への貢献	京極町の地域課題解決や活性化に寄与するか。京極町産の食材や名水等の地域資源の活用が計画されているか。
③隊員の育成・支援体制	隊員の指導體制、スキルアップの機会が確保されているか。飲食業の経験・ノウハウを有する指導者が配置されているか。
④定住・定着への配慮	任期終了後の飲食業での起業・独立又は継続雇用の見通しがあるか。店舗物件や設備等の引継ぎ・支援の計画があるか。
⑤事業の継続性	事業者の経営基盤が安定しており、継続的な運営が見込めるか。
⑥地域との連携	町民や地域団体との協力・連携が計画されているか。

11 選定後の流れ

- (1) 受入事業者の決定
- (2) 町と受入事業者による隊員の共同募集
- (3) 隊員の選考（書類審査・面接）※町と受入事業者が共同で実施
- (4) 隊員の決定・委嘱、受入事業者との雇用契約締結
- (5) 町と受入事業者の業務委託契約締結
- (6) 活動開始

12 その他留意事項

- (1) 応募に係る費用（書類作成費、交通費等）は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、選定を取り消すことがあります。
- (4) 受入事業者として選定された後も、隊員の応募がない場合又は適任者がいない場合は、事業を実施しないことがあります。
- (5) 隊員の活動に使用する車両やパソコン等の備品については、原則として受入事業者が用意するか、委託料（活動費）の範囲内でリース等により手配するものとします。
- (6) 本事業は、国の特別交付税措置を前提としており、国の制度変更等により事業内容を変更又は中止する場合があります。
- (7) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び京極町の関連条例に基づき適切に管理します。

13 お問い合わせ先

- (1) 担 当 京極町役場企画振興課地域振興係
- (2) 住 所 〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極5 2 7 番地
- (3) 電 話 0 1 3 6 - 4 2 - 2 1 1 1
- (4) E-mail kikaku@town-kyogoku.jp

※E-mail でお問い合わせの際は、件名を「令和8年度京極町地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者募集について」として送信してください。